○島根県道路交通法施行細則の解釈及び運用について

(昭和55年5月1日島交企第252号本部長例規通達) 最終改正 令和3年9月2日

道路交通法の一部を改正する法律(昭和53年法律第53号)に基づき道路交通法(以下「法」という。)、道路交通法施行令(以下「令」という。)及び道路交通法施行規則(以下「規則」という。)が改正され、昭和53年12月1日から施行された。これに伴い島根県道路交通法施行細則(昭和47年県公安委員会規則第2号)を改正(以下「細則」という。)し、昭和55年5月1日から施行されることとなったことから、この細則の内容の周知徹底を図るとともに、次の諸点に留意してこれが運用上誤りのないようにされたい。

なお、次の例規は廃止する。

- 1 昭和47年5月1日付島交企第304号「島根県道路交通法施行細則の解釈運用について」
- 2 昭和53年3月10日付島交企第105号「信号機設置(承認)管理に関する委任事務の取扱いについて」
- 3 昭和53年5月30日付島交企第237号「駐車禁止除外指定車標章等交付事務の取扱いについて」

記

第1 総則について

1 公安委員会への申請等を行う場所(第1条)

島根県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請等は、原則として当該申請等を行う者の住所地を管轄する警察署において行うこととされているが、細則又は警察本部長が別に定めるものとしては、島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、住所地を管轄する警察署以外の警察署等がある。

2 交通規制の効力(第2条)

法が採用している標識標示主義の原則を明確にするため、交通規制の効力の発生及 び消滅についてその時期を規定した。

3 警察署長が行う交通規制 (第3条)

標識標示主義の原則から警察署長が行う交通規制にあっても適法な道路標識又は道路標示(以下「道路標示等」という。)を設置して行わなければならない。

交通規制は、その履行を罰則をもって担保しているところから適正な交通規制を行うとともに、別に定めるところにより署長権限交通規制実施書を作成するものとする。 なお、交通規制を行う場合には、事前に警察本部主管課長に署長権限交通規制実施 書を送付するものとする。

4 信号機の設置又は管理の委任(第4条)

信号機には、工事用信号機は含まない。

信号機の設置又は管理の委任については、次により取り扱うこととする。

- (1) 申請は、信号機を設置しようとする場所を管轄する警察署長を経由して行わせる。
- (2) 申請書を受理した警察署長は、信号機の設置目的、必要性、影響、機器の構造、 設置、管理能力等をすみやかに調査し、申請書1通に現場見取図(縮尺200分の1

のもの)及び意見を付し警察本部主管課長へ送付する。

- (3) 公安委員会において信号機の設置・管理を委任する意思決定があった場合は、信号機設置・管理委任書を警察署長経由により申請者に交付する。
- (4) 設置する信号機の構造・基準は、法の規定に基づいたものであって、三色式信号機を使用し、機器の設定、工事施工方法、仕様等については、交通信号機設置工事設計書により施工する。
- 5 信号に用いる燈火(第5条)

信号に用いる燈火の色及び光度のみを規定し、燈器の種類について規定しなかったのは、例えば燈器の種類を懐中電燈等と規定した場合、それ以外の燈器は使用できなくなり、緊急の場合に不便を生ずるおそれがあるので、この点を考慮したからである。

第2 車両の交通方法について

- 1 交通規制の対象から除く車両(第6条)
- (1) 道路標識等による交通の規制の対象から除く車両

警衛列自動車及び警護列自動車は、その性格上あらかじめ道路標識等による交通 の規制の対象から除外された。

- ア 警衛列自動車とは、警衛細則(昭和54年警察庁訓令第2号)に規定されている 自動車お列を編成する自動車をいう。
- イ 警護列自動車とは、警護要則(平成6年国家公安委員会規則第18号)に規定する警護対象者のために編成された自動車をいう。
- (2) 最高速度の規制から除く車両

法は、緊急自動車及び専ら交通の取締りに従事する自動車について、最高速度の 規定(法第22条)の適用を除外する特例を設けていないため、公安委員会が最高速 度の規制をした場合には、標識標示主義によりこれに従わなければならないことと なる。

そこで、これらの車両については、あらかじめ公安委員会が行う最高速度の規制の対象から除外し、緊急自動車については、令で定める80キロメートル毎時(高速自動車国道においては100キロメートル毎時)まで、専ら交通の取締りに従事する自動車については、令で定める普通自動車又は自動2輪車の最高速度(60キロメートル毎時。高速自動車国道においては100キロメートル毎時)まで出せることとされたのである。ただし、専ら交通の取締りに従事する自動車については、公安委員会の最高速度の規制が60キロメートル毎時(高速自動車国道においては100キロメートル毎時)を超えている場合には、この規定を適用せず、公安委員会の規制した最高速度まで出せるように規定されている。

(第2号イかっこ書き)

なお、専ら交通の取締りに従事する自動車が最高速度の規制から除かれているのは、速度違反車等を追尾する場合の適法性を担保するためのもので、これによって 従来の取締方法が変更されるものではない。

従って、速度違反車の追尾等で赤色燈を点燈し、サイレンを吹鳴しても支障のないものについては、すみやかに緊急自動車に切り替える等してこの規定を乱用しないよう留意すること。

(3) 車両通行禁止の規制の対象から除く車両

「車両通行禁止の対象となる一方通行及び車両通行止め等の区間規制又は区域規制に関連して規制する指定方向外進行禁止以外の指定方向外進行禁止を除く規制」とは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、車両を特定しての「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」並びに前記規制に係わる指定方向外進行禁止の標識を用いた法第8条第1項の規定に基づく道路標識による規制をいう。

なお、車両通行禁止の規制の対象から除く車両であっても、その目的のために使用する場合に限って規制の対象から除かれるものであるから、通行禁止区間内を通り抜けるために通行するなど、単に通行禁止区間内を通過して目的地に向う場合は、規制の対象から除かれないので留意しなければならない。

- ア アに規定する車両は、天災又は人災の発生(発生直前の予防を含む。)時における救護、人命救助及び避難等に使用中の車両であってカに規定する車両以外の 車両をいう。
- イ イに規定する車両は、緊急通行車両標章等を掲示し、災害応急対策及び国民の 保護のための措置に使用中の車両をいう。
- ウ ウに規定する車両は、検察官、検察事務官等警察以外の捜査機関が犯罪の捜査、 被疑者の逮捕、検証等その目的に従って捜査のために使用中の車両をいう。
- エ エに規定する車両は、道路及び道路附属物の維持管理のため道路維持作業用自動車として届出をし、又は指定を受けた車両で当該用務を遂行中のものをいう。
- オ オに規定する車両は、選挙運動に使用できる車両として選挙管理委員会等が交付した表示板を掲示している車両で、選挙運動のために使用中のものをいう。
- カ カに規定する車両は、緊急自動車として届出をし、又は指定を受けている車両 で、災害救助、人命救助、水防活動、消火活動や交通取締り、交通事故の捜査、 犯罪の捜査、被疑者の逮捕、検証又は警備活動等警察又は消防が、その責務を遂 行するために使用中のものをいう。
- キ キに規定する車両は、市町村又はその委託を受けた業者が使用する車両で、一 般廃棄物等を収集する装置を備え付けているものをいう。
- ク クに規定する車両は、電気、ガス、水道、下水道、電気通信に関する応急作業 のための車両であることが外形上一見して判別できる車両をいう。
- ケ ケに規定する車両は、車両通行禁止の規制の対象から除く車両として、一般人が外形上一見して判別できない車両であって、公共性が高く、広域かつ不特定の場所に赴くことが必要な用務に使用中のものをいい、除外指定車標章を掲出させることによって除くこととしたものである。
 - (ア) 「医師が緊急往診又は緊急手当てのために使用中の車両」とは、医師法に定める医師及び歯科医師が、在宅診療(緊急往診)のために使用中の車両をいう。
 - (イ) 「専ら郵便法(昭和23年法律第165号)に規定する通常郵便の集配のために使用中の車両」とは、日本郵政公社の車両のうち、専ら通常郵便の集配に使用中の車両をいい、小包等の混載車両は含まないものとする。

- (ウ) 「電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) に規定する電報の配達のために使用中の車両」とは、西日本電信電話株式会社等が電報の配達のために使用中の車両をいう。
- (エ) 「狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号) の規定に基づき、犬の捕獲等のために使用中の車両」とは、県、市、町、村又はその委託を受けた業者が、いわゆる野犬の捕獲等の業務のために使用中の車両をいう。
- (オ) 「執行官法(昭和41年法律第111号)の規定に基づき、執行官が強制執行等の ために使用中の車両」とは、裁判所の執行官が捜索、差押え等の業務のために 使用中の車両をいう。
- (カ) 「更生保護法(平成19年法律第88号)の規定に基づき、保護観察に付されている者を引致するために使用中の車両」とは、保護観察所の職員が保護観察に付されている者を引致するために使用中の車両をいう。
- (キ) 「児童相談所が虐待を受け、又は受けるおそれがある児童を保護するために 使用中の車両」とは、児童相談所の職員が虐待を受け、又は受けるおそれがあ る児童を保護するために使用中の車両をいう。
- (ク) 「道路、信号機、道路標識等の設置及び維持・管理作業のために使用中の車両」とは、道路管理者及び道路管理者から委託を受けた者が、道路及び道路の附属物の維持管理のために使用中の車両又は公安委員会から委託を受けた者が、信号機、道路標識等の維持管理のために使用中の車両をいう。
- (ケ) 「報道機関が緊急取材のために使用中の車両」とは、社会的影響が大きい災害、事件又は事故が発生した場合の新聞、ラジオ、テレビ、通信社等の報道機関の緊急取材車両をいう。ただし、「報道機関」には、機関誌、業界誌、官界紙、社内紙等のみを発行するものは含まれないので留意しなければならない。
- (コ) 「放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両」とは、駐車監視員が放置車両の確認及び標章の取付け業務のために使用中の車両をいう。
- (4) 駐車禁止の規制の対象から除く車両

駐車禁止の規制の対象から除く車両であっても、法第45条第1項各号に掲げるい わゆる法定禁止場所については、禁止の適用を受けるものであるので、指導取締り 上留意しなければならない。

- ア アに規定する車両は、緊急自動車として届出をし、又は指定された車両が緊急 用務に使用中の車両をいう。
- イ イからキ、コ、サ及びシの(ア)から(コ)までの車両については、「(3)車両通行禁止 の規制の対象から除く車両」に同じ。
- ウ クに規定する車両は、職務質問、交通取締り、検問等の警察活動に伴い停止を 求められている車両をいう。
- エ ケに規定する車両は、任意同行により随伴する車両や人の生命、身体又は財産 に係る緊急性を伴う事案に対応するために随伴している車両をいう。
- オ シの(サ)に規定する車両は、自動車検査証の用途欄に「特種」、車体の形状欄に 「患者輸送車」と記載されているものをいう。

- カ シの(シ)に規定する車両は、自動車検査証の用途欄に「特種」、車体の形状欄に 「車いす移動車」と記載されているものをいう。
- キ スの(7)から(オ)までに規定する身体障害者等で歩行が困難な者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、旧自治省通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車所得税の減免について」(昭和45年3月31日付け自治府第31号)及び厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車所得税の減免について」(平成9年3月27日付け障第125号)に示された税の減免対象等にかんがみ、原則として細則の別表第1に掲げる障害及び等級に該当し、かつ、現実に歩行に支障のあるものをいう。

なお、スの(ア)から(オ)に規定する者については、本人が使用中の車両に除外指定 車標章を掲出することにより駐車禁止規制から除外することとしたものである が、これらの車両に掲出する除外指定車標章は、車両に対してではなく、身体障 害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付す るものである。

- (ア) スの(ア)に規定する者は、身体障害者手帳の交付を受けている者で、細則の別表第1に掲げる障害の区分に応じ、障害の等級を有し、かつ、歩行困難であると認められるものをいう。
- (4) スの(4)に規定する者は、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、細則の別表 第1に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度 に該当する障害を有し、かつ、歩行困難であると認められるものをいう。
- (ウ) スの(ウ)に規定する者は、療育手帳の交付を受けている者で、判定基準がAに 該当する重度の障害を有し、かつ、歩行困難であると認められるものをいう。
- (エ) スの(エ)に規定する者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級の障害を有するもので、別表に掲げる障害の区分に応じ、障害の等級を有し、かつ、歩行困難であると認められるものをいう。
- (オ) スの(オ)に規定する者は、疾患及び疾患の状態の程度のうち色素性乾皮症に該当する者をいう。

(5) 標章の効力

標章は、原則として標章を交付した公安委員会の管轄区域内においてその効力を 有するものとする。ただし、第6条第1項第4号スに掲げる身体障害者等で歩行困 難な者が現に使用中の車両については、他の都道府県公安委員会が交付した標章を 掲出している場合も有効なものとする。

(6) 標章交付等の事務

標章交付等の事務は、警察署長の代行事務とされている。 標章交付等の事務については、次により取り扱うこととする。

ア 新規

(ア) 標章の交付を受けようとする者に、通行禁止除外車両指定申請書又は駐車禁止除外指定申請書(以下「申請書」という。)1通を提出させる。この場合、

申請書の上部右上の「申請区別」欄の新規を丸で囲むこと。

なお、第6条第4号シ又はスの標章の交付を受けようとする者については、 公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限るものとする。

(4) 標章の交付を受けようとする者は、申請書に必要な書面を添付し、除外の指定を受けようとする区域又は道路を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請するものとする。

なお、身体障害者等については、介護者等代理人でも申請することができるものとするが、標章の交付を受けようとする者の委任状又はこれに代わるものを添付すること。ただし、親権者、後見人及び保佐人等の法定代理人並びに同居の親族及び3親等以内の親族については、関係を確認できる書面を提示させればよいものとする。

- (ウ) 申請者が法人等であるときは、申請者については、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の名称を記載する。ただし、運転者が複数の場合は、住所、氏名、連絡先、運転免許種別及び免許証番号を記載した一覧表を添付させること。
- (エ) 第6条第1項第3号ケ又は同項第4号シに掲げる車両に係る標章については、第8条第3項第1号に掲げるもののほか、必要な書面を添付させる。
- (オ) 申請書の受理、審査に当たっては、標章交付の必要性の有無を十分検討するものとし、特に「駐車禁止除外指定車標章」については全国共通のものであることから、審査に当たっては認定を誤らないこと。

イ 交付

- (ア) 標章の交付番号欄には、島根県警察における公文書の管理に関する訓令(平成13年島根県警察訓令第34号)に規定する警察署の略号を付し、標章の種別ごとに付された一連番号を記載する。
- (イ) 標章の有効期限は、原則として3年とする。
- (ウ) 通行禁止除外車両の指定に当たり、除外する区域又は道路の区間が2以上の警察署の管内に及ぶ場合は、申請書を受理した警察署長が関係警察署長と協議するものとする。

この場合、協議結果は、申請書下部余白に朱書しておくこと。

ウ 更新

- (ア) 更新申請は、更新しようとする標章に対応する申請書1通を提出させること。 この場合、当該申請書の上部右上の「申請区別」欄の更新を丸で囲むこと。
- (4) 申請者については、原則として標章の交付を受けたものとする。ただし、身体障害者等については、介護者等代理人でも申請することができるものとする。
- (ウ) 当該申請の形態に係る書面を添付する。
- (エ) 更新交付する標章の番号は、既交付の標章の番号を抹消して新番号を記載する。
- (オ) 更新に係る標章を交付するときは、更新を受けようとする者が現に有する標章と引替えに新たな標章を交付する。ただし、現に有する標章を返納することができない場合は、その理由等について理由書(様式第3号)を添付させるこ

と。

エ 再交付

- (ア) 再交付申請は、再交付を受けようとする標章に対応する申請書1通を提出させる。この場合、当該申請書の上部右上の「申請区別」欄の再交付を丸で囲むこと。
- (4) 申請者については、原則として標章の交付を受けたものとする。ただし、身体障害者等については、介護者等代理人でも申請することができるものとする。
- (ウ) 当該申請の形態に係る書面(住民票の写しを除く。)及び再交付の理由等について理由書(様式第3号)を添付する。
- (エ) 再交付する標章の番号は、既交付の標章の番号を抹消して新番号を記載する とともに番号欄の右側に再と朱書する。
- (オ) 標章の有効期間は、現に交付している標章の残存期間とする。

オ 標章の作成要領

標章の作成は、次によるものとする。

(ア) 「使用中」の欄

「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る除外標章については、「歩 行困難者等使用中」と記載する。その他の場合には、標章の交付を受けた用務 に応じて、「緊急往診使用中」等、具体的な用務のために使用中であることが 分かるように記載すること。

(イ) 「車両番号 号」の欄

あらかじめ使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載すること。

なお、「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章について、本人が使用する特定の車両がない場合は、当該標章中の「車両番号 号」の記載を二重線で抹消し、公安委員会印を押印すること。

- (ウ) 「その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両」の欄 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、 当該記載を二重線で抹消し、公安委員会印を押印すること。
- (エ) 「運転者の連絡先/用務先」の欄

当該車両の移動が必要となるときのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出させること。

(オ) 「※被交付者」の欄(裏面)

指定車標章交付対象者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、 当該法人の所在地及び担当所属を記載すること。

カ標章交付時の説明等

標章の交付に際しては、細則第6条第6項各号その他必要事項を十分に説明し、適正に使用されるようにしなければならない。

キ 標章交付管理簿及び標章受払簿の備付け等

警察署に標章交付管理簿(様式第1号、様式第1号の2)、及び標章受払簿(様式第4号)を備え付ける。

- (7) 標章交付管理簿は、「通行禁止除外指定車標章」、「駐車禁止除外指定車標章」 にそれぞれ区分し、その種別ごとに一連番号を付しておき、標章の新規交付の 登載等必要事項を記載しておくこと。
- (イ) 標章受払簿は、標章交付簿のはじめに編てつし、標章を受領、交付した都度記載するとともに、標章の保管状況を明らかにしておくこと。
- ク 返納された標章の取扱い

返納された標章は、「標章管理簿」の末尾に編てつしておくこと。

2 通行の許可(第7条)

通行の許可は、本来、通行が禁止されているもののうち、特にやむを得ない理由があるものについて特別に通行を認めるものであるから、許可にあたっては、真にやむを得ないものか十分に審査し、不必要に許可の範囲を拡大してはならない。

通行の許可については、次により取り扱うこととする。

(1) 許可の時間

ア 令第6条第1号及び第2号に該当する車両については、終日規制が行われている通行禁止道路を許可対象とし、時間規制が行われている通行禁止道路については、必要やむを得ないものに限って許可する。

イ 令第6条第3号に該当する車両については、原則として終日規制が行われている通行禁止道路のみを許可対象とし、時間規制が行われている歩行者用道路の規制時間帯は、許可しないものとする。ただし、冠婚葬祭等で、規制時間外に変更して行うことのできないものについては、許可してもさしつかえない。

(2) 許可の期間

令第6条第1号に該当する車両等その通行禁止道路を恒常的に通行しなければならない理由のある車両については、原則として許可の有効期間を3年とし、以後更新させるものとする。

冠婚葬祭その他一時的なものについては、必要な日又は時間を限って許可する。

(3) 許可の範囲

車両の運行範囲が広域で、許可の対象となる通行禁止道路の区間が、2以上の警察署の管内に及ぶ場合は、それぞれの警察署に許可申請をさせることを原則とするが関係警察署が遠隔地等の理由があると認められるときは許可申請を受理した警察署長が、関係警察署長と協議し許可すべき場合に該当することが判明したときは、許可証の下部余白に「〇〇警察署長と協議済」と記載して取扱者が押印のうえ許可申請を受理した警察署長名の許可証を交付する。

(4) 許可の手続等

通行許可の手続等は、次によるほか前記 1 (6) (標章交付等の事務) を準用するものとする。

ア 新規許可

- (ア) 通行禁止道路通行許可申請書(規則 別記様式第1の3)2通を提出させる。
- (イ) 通行禁止道路通行許可証(規則 別記様式第1の3)を交付するほか、許可 車両であることの識別を容易にするために通行禁止・歩行者用道路通行許可車 標章を交付する。

イ 更新

通行禁止道路通行許可申請書2通を提出させる。

この場合、申請書の「やむを得ない理由」欄に「更新」と記載する。

ウ 再交付

通行禁止道路通行許可申請書2通を提出させる。

この場合、申請書の右上部に再交付と朱書し、「やむを得ない理由」欄に「再 交付を必要とする理由」を記載する。

エ 通行許可車両簿の備付け

通行禁止道路通行許可車両簿(様式第5号)を備付ける。

3 駐車の許可(第8条)

(1) 許可の要件

警察署長の駐車許可は、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではないので、適切に対応すること。

なお、第6条第1項第4号による駐車禁止除外と異なり、駐車の日時、場所が限 定されるので、誤りのないようにしなければならない。

ア 駐車可能な場所

本条の駐車許可は、法第4条に基づき公安委員会が道路標識等により駐車禁止とされている場所についてのみすることができるものであり、無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては、法第45条第1項各号に列記されている場所(法定駐車禁止場所)を除くものであるので留意しなければならない。

イ 駐車可能な場所の有無の判断

駐車可能な場所については、重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある場合を除いては、当該用務先からおおむね100メートル以内の範囲内で駐車可能な場所の有無を判断することとしているが、次に掲げる場合において、用務先の直近に駐車しなければその目的の達成が著しく困難と認められるときには、当該用務先の直近において駐車可能な場所の有無を判断すること。

- (7) 介護関係保険制度の各事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて実施する各事業、児童福祉法に基づいて実施する障害者通所支援及び障害児入所支援並びに居宅介護事業(以下「介護保険制度等の各事業」という。)における要介護者等のために行う駐車。ただし、要介護者等の単なる乗降(運転者が乗降の支援をする場合を含む。)のために車両等を停止する場合を除く。
- (イ) 身体障害者等に係る駐車

(2) 許可の単位及び期間

駐車許可については、車両ごとに日時、場所及び用務を特定して行い、期間については必要最小限度とする。ただし、日時、場所及び用務が特定された許可申請であって、複数の場所に継続的に駐車することとなるもの及び特定の場所に反復継続して駐車することとなるものについては、第8条第2項各号の要件をすべて充足する場合に限り、複数の申請を包括1件として、1年以内の範囲内で期間を定める。ただし、介護保険制度等の各事業において私有車両を業務に使用する場合は、6か

月以内とする。

(3) 申請手続等

ア 申請者

駐車しようとする車両の責任者又は駐車許可に係る業務の責任者とし、主たる 運転者の住所、氏名及び連絡先を記載する。ただし、運転者が複数の場合は、住 所、氏名、連絡先及び運転免許種別を記載した一覧表を添付させるものとする。

イ 申請先

駐車しようとする場所を管轄する警察署とする。

ウ 申請書類

(ア) 申請書

駐車許可申請書(細則様式第10号) 2 通を提出させる。

(4) 添付書面

第8条第3項各号に掲げるもののほか、業務の内容を証明する書面等を添付 させる。

なお、介護保険制度等の各事業に使用する車両については、次の書面を添付させる。

a 介護保険制度及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づいて実施する各事業並びに児童福祉法に基づいて実施する障害 児通所支援及び障害児入所支援に使用する車両

当該申請者が法に基づき県知事が指定した事業者であることを証する指定証の写し。ただし、介護保険制度の対象となる病院、診療所又は薬局については、指定居宅サービス事業者の特例により「みなし指定」で事業が行われており、法に基づく県知事の指定証はないため、それに代わるものとして、健康保険法に基づく保健医療機関又は保険薬局の指定通知書の写しとする。

b 介護保険制度等の各事業において私有車両を業務に使用する場合 上記指定書等の写しに加えて事業主との雇用契約書の写し、私有車両借上 証明書及び使用者本人の運転免許証の写し

(4) 申請の審査

駐車許可の申請を受理したときは、当該申請に係る場所が駐車禁止規制のみが行われている道路の部分であることを確認の上、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行うこと。

(5) 許可証の交付

ア 許可条件の付与

許可に当たっては、必要があると認めるときは、当該許可における危険を防止 し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すものとする。

なお、許可日時を指定する場合には、用務の実態に応じ、許可に係る日時の範囲内においても、当該用務を実施するために必要な時間を超えて駐車することはできない旨の条件を付し、用務の終了後においても引き続き当該車両が駐車することのないようにすること。

イ 許可証交付時の説明

許可証の交付に当たっては、第8条第6項その他必要事項を十分に説明し、適 正に使用されるようにしなければならない。

なお、反復継続しての駐車における包括1件での許可については、申請書の駐車日時、場所欄では全部を記載することができないので、別紙に記載して許可証とともに掲出させること。

(6) 許可証交付管理簿の備付け等

警察署に駐車許可証交付管理簿(様式第2号)を備え付け、一連番号を付してお き、駐車許可証の交付状況等必要事項を記載しておくこと。

4 高齢運転者等標章の申請等(第8条の2)

細則第8条の2に規定する高齢運転者等標章の交付事務等取扱要領については、別に定める。

5 軽車両の燈火(第9条)

法に自転車の構造、性能等に関する基準が定められたことと増加傾向にある自転車 利用者の交通事故の防止を図るため、軽車両の尾燈及び反射器材の性能について改め られた。

(1) 尾燈

従来夜間後方50メートルの距離から確認することができる光度を有する赤色の尾 燈とされていたが、夜間後方100メートルの距離から確認することができる光度を 有する橙色又は赤色の尾燈とされた。

(2) 反射器材

従来夜間後方50メートルの距離から自動車の前照燈で照射した場合にその反射光 を照射位置から確認できる赤色の反射性を有するテープ又は赤色の反射器などとさ れていたのが、夜間後方100メートルの距離から自動車の前照燈で照射した場合に その反射光を照射位置から確認できる橙色又は赤色の反射器材とされた。

6 軽車両の乗車又は積載の制限(第10条)

軽車両の乗車人員の制限について、従来自転車の乗車人員は、乗車装置に応じた人員とされていたが、普通自転車又は普通自転車以外の2輪の自転車には、ただし書の場合のほかは、運転者以外の者の乗車が禁止され、普通自転車及び普通自転車以外の2輪の自転車を除く軽車両には、乗車装置に応じた人員の乗車ができることに改められた。

いわゆるタンデム車(2人用としての構造を有し、かつ、ペタル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)には運転者以外の者1人を乗車させ一般道路において運転することが可能となった。

乗車装置とは、その構造上安全に乗車させるためにつくられた装置をいい、取り外 しできる幼児用乗車装置を含むが、荷台は、荷物の積載装置であり乗車装置とはいえ ない。

7 自動車以外の車両のけん引制限(第11条)

従来、2輪の原動機付自転車又は2輪の自転車によりリヤカー1台をけん引することができることとされていたのが、原動機付自転車又は軽車両は、車両1台をけん引することができることに改められた。ただし、原動機付自転車によるけん引は、けん

引装置を必要とし、例外として故障等の理由により原動機付自転車をけん引する場合は、けん引装置を必要としないこととされている。

けん引するための装置及びけん引されるための装置とはフック又はボルト・ナット 等で連結したものをいい、工具を用いないで簡単に取り外すことのできるロープや針 金等で連結するものはこれに当たらない。

第3 緊急自動車について

1 使用の届出等(第12条)

公安委員会は、消防用自動車、救急用自動車及び道路維持作業用自動車の届出を受理したときは、届出確認書を交付するものとされ、交付を受けた届出確認書は、当該届出に係る自動車に備え付けておかなければならないこととされた。

届出書は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が受理するものとし、その取り扱いについては、警察署長の代行事務とされた。

使用の届出については、次により取り扱うものとする。

- (1) 届出書2通を提出させる。
- (2) 警察署長は、番号の指定を受けるため警察本部主管課長に電話報告する。
- (3) 警察本部主管課長においては、「緊急自動車(救急用自動車)届出確認台帳」(様式第6号)に登載し一連番号をとり折返しその番号を回答する。
- (4) 回答を受理した警察署長は、届出確認書に番号等必要事項を記載して届出者に交付する。
- (5) 届出書は、消防用、救急用、道路維持作業用に区分して編てつし、番号、届出確認書交付年月日等を備考欄に記載し保管する。
- 2 指定の申請(第13条)

公安委員会が指定に基づき緊急自動車等を指定し、及び指定書を交付することは、 従来と同じであるが、交付を受けた指定書は、当該指定に係る自動車に備え付けてお かなければならないこととされた。

申請書は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が受理するものとし、指 定に係る事務について警察署長の代行事務にされていないことは、従来と同じである。 指定については、次により取り扱うこととする。

- (1) 申請書を受理した警察署長は、申請書1通に副申書をつけて警察本部主管課長に送付し、控の申請書は、緊急自動車と道路維持作業用自動車に区分して編てつ、保管する。
- (2) 公安委員会において、緊急自動車等に指定する意思決定があった場合は、「緊急自動車等指定台帳」(様式第7号)に登載し、一連番号をとり、指定書を警察署長あてに送付する。

申請書の「備考」欄に「施行令第〇〇号」と記載し指定区分を明らかにしておく こと。

- (3) 指定書は、警察署長から申請者に交付する。編てつ保管中の申請書(控)の「備考」欄に指定年月日、指定番号を記載するとともに交付年月日も記載し交付の状況を明らかにしておくこと。
- 3 届出確認書等の記載事項の変更の届出等(第14条)

届出確認書等の記載事項の変更届出又は再交付申請については、変更届又は再交付申請書を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が受理し、次のように取り扱うものとする。

(1) 記載事項の変更

ア 届出確認書

- (ア) 記載事項変更届1通に届出確認書を添付し提出させる。
- (4) 記載事項変更の内容を点検し、警察本部主管課長に変更の内容を電話報告するとともに、届出確認書の記載事項について訂正変更を行い、訂正箇所に運転免許事務に使用する公安委員会印をもって押捺し、届出者に交付する。
- (ウ) 変更事項について、警察署にあっては、編てつ保管中の届出書、警察本部に あっては、緊急自動車等届出確認台帳の訂正手入を行うこと。

イ 指定書

- (ア) 記載事項変更届2通に指定書を添付し提出させる。
- (4) 記載事項変更届1通に指定書を添付し直ちに警察本部主管課長に送付する。 自動車に常時備付けることとなっている指定書を変更届とともに警察本部に 送付している間、当該自動車は、緊急自動車として運行できないこととなるた め送付は特に迅速に行うこと。
- (ウ) 警察本部においては、記載事項変更の内容を点検し、指定書の記載事項について訂正変更を行い、直ちに警察署あて返送する。
- (エ) 変更事項について、警察署にあっては、編てつ保管中の申請書(控)、警察本部にあっては緊急自動車等指定台帳の訂正手入を行うこと。

(2) 再交付

再交付申請書を届出確認書に係るものは1通、指定書に係るものは2通提出させる。この場合、汚損又は破損に係る再交付申請にあっては、当該届出確認書等を添付させること。再交付手続きは、前記(1)の取り扱いを準用する。

第4 運転手の遵守事項について

運転手の遵守事項(第15条)

(1) カーラジオ等の音量等(第1号)

安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転 することを禁じたもので、高音でカーラジオを聞いたり、イヤホーンを使用してラ ジオを聞くことは例示である。

安全な運転に必要な交通に関する音又は声とは、緊急自動車のサイレンの音、踏 切の警報音、警察官等の警笛音及び指示等の音声等をいう。

聞こえないような状態とは、カーラジオ、カーステレオ等を著しく高音にしたり、イヤホーン等で直接耳に当てて聞いている状態をいい、これ以外の行為であっても聞こえないような状態でヘルメットの耳部にラジオを取りつけ、これを聞きながら運転したり、著しく聴覚を妨げる構造のものをかぶって運転すれば、この規定の適用を受けることとなる。

本号の対象となる行為は、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態 で車両を運転する行為であるから、通常の方法で低音でカーラジオやカーステレオ を聞きながら運転する行為までを規制の対象とするものではない。

(2) 後退時の安全確認 (第2号)

バス又は大型貨物自動車等大型車両を後退させる場合、とかく後方確認が不十分となりやすく、又これらの車両は、通常車掌又は助手等を乗車させているため、これらの車両を後退させる場合、車掌又は助手等の誘導等により後方の安全を確認することとされている。誘導等とは、その車両自体の誘導はもとより、他の車両を一時停止させる行為等も含むものである。

(3) はき物(第3号)

運転操作に支障を及ぼすおそれのあるはき物をはいて軽車両以外の車両を運転することを禁じたもので、下駄やハイヒールは例示である。

これ以外のはき物であっても、スパイクシューズのようにくつの裏側に金具を取り付けたもの、極端に凹凸のあるもの、又は裏側が木製となっているためブレーキペダル、クラッチペダル等を踏んだ場合に滑りやすいもの等は、この規定の適用を受けることとなる。

ハイヒールとは、かかと部分がつま先部分と比較し極端に高いはき物をいう。運転操作を妨げるか否かの判断は、かかと部分の高さ、接地部がかかと部分と比較し極端に小さくなっている等ハイヒールの形状を総合的に判断して認定することとなる。

(4) タイヤチェーン等の装着 (第4号)

従来、積雪又は凍結している道路において自動車を運転するときは、駆動輪にタイヤチェーンを取りつけ、又は全車輪にスノータイヤを使用することとされていたが、有効な滑り止め措置を講ずることに改められた。

駆動輪にタイヤチェーンを取りつける、あるいは全車輪にスノータイヤを取りつけることは、滑り止め措置の例示である。

なお、自動 2 輪車、原動機付自転車によるスリップ事故が多発しているところから、自動 2 輪車及び原動機付自転車が滑り止め措置を講ずる車両に加えられた。

(5) 緊急自動車に類似した行為(第5号)

緊急自動車以外の自動車について、緊急自動車と紛らわしい燈火を点燈し、又はサイレン音等を発して運転することが禁止された。

サイレン音を発するとは、サイレンを鳴らした場合に限らず、テープに録音して流す場合とか、物真似発生をする場合等音を発する方法は問わない。又、これに類する音とは、現在国内で用いられているサイレン音に似通った音を意味する。ただし、鐘、ミュージックホーン、警音器の音は「類似する音」には含まれない。

運転するときは、運転走行中に限らず、駐停車を含む一連の運転過程の全部を指すが、長時間駐車している場合のように「運転」とは解されない状態は除かれる。

違反の主体は、車両等の運転者であるが、運転者以外の同乗者がサイレン音を鳴らした場合においても、運転者の支配下における違反として運転者自身の責任を問擬できることは、運転者の遵守事項に関する他の規定の解釈と同じである。

なお、緊急自動車でない自動車が屋根等に赤色燈が固定され、これを点燈して走 行した場合法第62条違反の整備不良車両運転が成立すると解されるので、同違反の 捜査にも配意すること。

(6) 傘さし運転等(第6号)

自動 2 輪車、原動機付自転車及び自転車の運転者の視野を妨げ、又は安定を失う おそれのある方法での運転を禁止する規定でこのたびの改正で加えられた。

傘をさし、物をかつぐ等とは、運転者の視野を妨げ、又は不安定な乗り方として 通常考えられる方法を例示したものであるから、客観的に視野を妨げ、又は不安定 な乗り方となるおそれがあると認められる方法であれば運転者の遵守事項違反の対 象となるものである。

第5 安全運転管理者等の選任の届出等について

安全運転管理者等の選任の届出等(第16条~第19条)

法の改正に基づく副安全運転管理者を選任し、及び解任したときの届出について規定 されるとともに安全運転管理者等の選任の届出書に添付する書類が整備された。

企業活動の活発化に伴い、企業等の安全運転管理者等に要求される責任と職務の内容がますます重要になっている現状にかんがみ、安全運転管理者等未選任企業等の一掃、安全運転管理者等の適任者の選任を図るため、自動車の運転の管理に関する教習(細則第17条)及び自動車の運転の管理に関する資格認定(細則第18条)が新たに規定された。

第6 道路の使用等について

1 道路における禁止行為(第20条)

本条は、法第76条第4項第7号の規定により、道路上における禁止行為として公安 委員会が定めたものである。

これらの行為については、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の 妨害となるおそれがあると認めて定められた絶対的禁止行為であり、たとえその道路 が一般交通の禁止あるいは制限されている道路 (たとえば歩行者用道路など) であっても行うことはできないものである。

2 道路における許可を要する行為(第21条)

本条は、法第77条第1項第4号の規定により道路使用の許可を受けなければならない行為として、公安委員会が定めたものであるが、この規定の運用にあたっては、法の規定が一般に著しい影響を及ぼすことを前提にして、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めることとしている点を十分理解し、その運用を誤らないようにしなければならない。

特に法第77条第2項は、道路使用の許可基準を明文をもって規定していることから、 許可の申請を不許可処分とし、又は不許可行為の取締りにあたっては、その行為が道 路における危険を発生させ、その他交通の安全と円滑を阻害するものであることにつ いて十分立証し証拠を保全しておくことが必要である。

様式 [略]